

総合交通対策調査特別委員会 情報連絡

令和6年12月13日

情報連絡件名	頁
(1) ながらスマホ防止条例の周知啓発の取組状況について	2

(都市建設部)

総合交通対策調査特別委員会情報連絡

令和6年12月13日

件名	ながらスマホ防止条例の周知啓発の取組状況について															
所管部課名	都市建設部交通対策課															
内容	<p>「足立区ながらスマホの防止に関する条例」の周知啓発の取組状況について報告する。</p> <p>1 電柱広告について（別紙参照 P4～5）</p> <p>令和2年度から行っている「ながらスマホ防止条例」の電柱広告について、令和6年度分（北綾瀬、江北、計100箇所）を別紙のとおり設置する。</p> <p>(1) イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(2) 設置箇所選定上の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 駅、バス停周辺または、人通りの多い道 イ 駅から、学校等の公共施設や商業施設への動線となる道 ウ 既存の掲示物が無いなど、設置可能な電柱 <p>(3) 設置方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>R 2</td> <td>北千住エリア（設置済）</td> <td>50箇所</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>北千住・綾瀬（設置済）</td> <td>100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>西新井・竹の塚エリア（設置済）</td> <td>100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>梅島・五反野エリア（設置済）</td> <td>100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>北綾瀬・江北エリア（予定）</td> <td>100箇所</td> </tr> </table> <p>2 その他の周知状況について</p> <p>(1) 横断幕、懸垂幕の掲出</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 北千住駅西口ペDESTリアンデッキへ横断幕を掲出。（令和2年12月から） 	R 2	北千住エリア（設置済）	50箇所	R 3	北千住・綾瀬（設置済）	100箇所	R 4	西新井・竹の塚エリア（設置済）	100箇所	R 5	梅島・五反野エリア（設置済）	100箇所	R 6	北綾瀬・江北エリア（予定）	100箇所
R 2	北千住エリア（設置済）	50箇所														
R 3	北千住・綾瀬（設置済）	100箇所														
R 4	西新井・竹の塚エリア（設置済）	100箇所														
R 5	梅島・五反野エリア（設置済）	100箇所														
R 6	北綾瀬・江北エリア（予定）	100箇所														

イ 区役所ロータリーへ懸垂幕を掲出。
(懸垂幕は令和2年12月から令和6年度中も複数回予定)

(2) バス車内放送

ア 東武バス(一部路線) 令和3年4月から

イ はるかぜ(2、6、8、11号) 令和3年4月から

ウ 都営バス(一部路線) 令和3年10月から

(3) 交通安全教育での周知

小学校での自転車教室や、中・高校でのスタントマン教室等の際に危険な運転であるながらスマホを周知。

3 今後の方針

今後、街頭や商業施設、各種交通安全教室等での自転車ルール啓発を拡充していく予定であり、こうした啓発と合わせて引き続き、様々な方法を通じて、継続的に区民への周知を行っていく。

北綾瀬エリア (50箇所)

別紙



